

平成30年度第2回教育委員会（5月定例会）議事録

- 1 日時 平成30年5月9日（水）
午後3時から午後4時50分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 宮尾 千加子
委員（教育長職務代理者） 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 熊本県社会教育委員の委嘱及び解職について
- 議案第2号 熊本県立図書館協議会委員の任命及び解職について
- 議案第3号 熊本県立美術館協議会委員の任命及び解職について
- 議案第4号 熊本県文化財保護審議会委員の任命について
- 議案第5号 熊本県産業教育審議会委員の任命及び解職について
- 議案第6号 熊本県障害児審査委員会委員の任命及び解職について
- 議案第7号 熊本県スポーツ推進審議会委員の任命及び解職について
- 議案第8号 教職員の懲戒処分について

（2）報告

- 報告（1） 平成31年度熊本県公立学校教員採用選考考査について
- 報告（2） 平成29年度ネットいじめ等早期対応推進事業の最終報告及び評価検証について

5 会議の概要

（1）開会（15:00）

教育長が開会を宣言した。

（2）議事録署名委員の選出

教育長が木之内委員を指名し、了承された。

（3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、第1号から第8号は人事案件のため非公開とした。

（4）議事日程の決定

教育長の発議により報告（1）、（2）から順に審議し、非公開で議案第1号から第8号を審議することとした。

（5）議事

○報告（１）平成３１年度熊本県公立学校教員採用選考考査について

学校人事課長

学校人事課です。報告（１）「平成３１年度熊本県公立学校教員採用選考考査について」、お手元に配付しております冊子「平成３１年度 熊本県公立学校教員採用選考考査 実施要項・志願書」を用いて主な概要について御報告いたします。

なお、実施要項等については、本日より県教委のHPのほか、県内教育事務所等において、配布をいたしております。

冊子をおめくりいただき、右側の１ページをご覧ください。まず、平成３１年度の採用予定数についてです。平成３１年度採用予定数については、３の「受考校種・職種及び教科等」の表のとおりとなっております。表の左端「校種・職種」欄の「小学校教諭等」は、表の右端「採用予定数」欄のとおり１６１名程度の採用を予定しています。以下同様に、「小・中学校教諭等」が「１７名程度」、「中学校教諭等」が「計５０名程度」、「小・中学校教諭等」で「身体に障がいがある者を対象とした特別選考」が「４名程度」の採用予定数で、小・中学校教諭等の合計では２３２名の採用を予定しています。なお、昨年度も２３２名と同数の採用予定数でした。

次に２ページをお願いします。同じく、「高等学校教諭等」全体で「３２名程度」、「特別支援学校（学級）教諭等」のうち「専願」が「２８名程度」、「理容」が「１名程度」、「高等学校・特別支援学校（学級）教諭等」で「身体に障がいのある者を対象にした特別選考」が「４名程度」、「養護教諭」が「２１名程度」、「栄養教諭」が「３名程度」の採用予定数であり、１ページの小・中学校教諭等と合せて、平成３１年度は３２１名程度の採用を予定しています。なお、総計の比較では、昨年度も３２１名の採用予定数でした。これは、「教員の大量退職を見据え」、本年度末の退職見込者数を踏まえ採用予定数を決定したものです。

次に主な変更点について説明します。一旦、表紙にお戻りください。枠囲みをご覧ください。今年度は大きく２点の改善を行います。まず１点目は、「小学校教諭等、小・中学校教諭等、中学校教諭等における複数校種（小及び中）免許所持者（取得見込みを除く）への加点」を導入します。これまでは、本年度、新たに義務教育学校（高森東学園、産山学園）が開校し、２校となったこと。また、昨年度、８市町村（熊本市を除く）２７中学校区５１小学校で小中一貫教育が実施されており、今後も増えていく状況にあることから、小学校及び中学校の複数校種免許所持者を今後確保していく必要があります。また、複数校種の免許を保持している優秀な人材を確保することによって、現場の実情に応じた配置につなげることが可能となります。

２点目は、「小学校教諭等、小・中学校教諭等、中学校教諭等における司書教諭資格所持者（取得見込みを除く）への加点」です。学校図書館法（第５条）では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くことになっています。なお、学級数が合計１２学級以上の学校には「司書教諭」は必置とな

っています。また、新学習指導要領において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や読書活動の充実における学校図書館の活用の必要性がより具体的に示され、学校図書館の運営・活用を担う司書教諭の重要性がさらに増しました。さらに、人事異動の際に、司書教諭の配置に毎年苦慮している現状があります。(特に市町村立学校) これらのことから、司書教諭の資格を所持している優秀な人材を今後確保していく必要があるため、今回から加点制度を導入することといたしました。

次に4ページをご覧ください。11の「特別支援学校自立教科(理容)教諭等の特別選考について」です。熊本聾学校の理容科は平成29年度末で再任用の教諭が退職したため、理容教諭1名の採用を行います。熊本聾学校では、現在、講師と非常勤講師が指導にあたっています。熊本聾学校の理容科を理容師養成施設として存続させるためには、新たな指導者を本採として任用する必要があることから、今年度特別選考を行うこととしました。

このほか、昨年度に引き続き、2ページの「5 社会人特別選考」、3ページの「7 スポーツ特別選考」、同じく「『8 小・中学校教諭等英語A区分』における英語の資格を持つ者を対象とした選考」など実施し、多様で優秀な人材を確保していきます。

以上が、平成31年度の主な概要です。

次に、採用選考考査のスケジュール等についてです。第一次考査については「13 第一次考査」の「(1) 日程及び会場」の表に記載のとおり、7月15日(日)に校種・職種・教科の別で第一高等学校、済々黌高等学校、熊本商業高等学校の3会場で行います。

5ページをお願いします。上部の「(4) 結果の通知について」のところですが、第一次考査の結果は、7月27日(金)の通知を予定しています。また、第一次考査の合格者に対する第二次考査は、「14 第二次考査」の「(2) 期日」とおり、1日目を8月19日(日)に行い、2日目は8月20日(月)から24日(金)のうちの指定した1日に行います。第二次考査の結果については、「(6) 考査結果の通知」ですが、10月上旬の通知を予定しています。

6ページをご覧ください。志願書の受付については、「16 志願手続(第一次提出書類)」のとおり、「(1) 持参又は郵送の場合」は、7ページの「イ 受付期間及び場所」の「期間」のところですが、持参は6月1日(金)まで、郵送は5月30日(水)の消印があるものまで受け付けることとしています。

同じく、「(2) 電子申請の場合」は、表の「申込手続」の「受付期間」のところですが、5月29日(火)までとしています。なお、この「実施要項・志願書」につきましては、8ページの「(3) 志願書等の請求方法」のアのところですが、本日9日(金)から県庁、各教育事務所ほかで配布を開始いたしております。

学校人事課からの報告は以上です。

教育長

今の件につきまして、御質問や確認事項がございましたらお願いします。

(少し待って)

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

了承。

○報告（２）平成２９年度ネットいじめ等早期対応推進事業の最終報告及び評価検証 について

高校教育課長

高校教育課でございます。報告（２）の平成２９年度ネットいじめ等早期対応推進事業の平成２９年度に行った試験導入の最終報告及び評価検証について御報告致します。お手元の資料１ページを御覧ください。

本事業については１月の定例教育委員会にて中間報告を行ったところですが、今回は、前回の報告資料に１月以降の通報状況等を追記の上、網掛けや太アンダーラインで記載しておりますので、その箇所を中心に御説明いたします。

事業の目的、概要については前回の報告同様、項目の１、２として載せております。

次に「３ 事業の結果」において、１月以降の通報状況を表の網掛けで追記して載せております。いじめ、又はいじめが疑われる通報はこの３ヶ月間ではありませんでした。この期間は、その他の通報が４件、学校への不満に係る通報が１５件となっております。なお、学校への不満に係る１５件の通報については、クラス替えの有無について、生徒への情報提供が不足していたことから生じた不安や不満が記載された内容のものとなっております。

裏面２ページの「（２）主な通報内容」には、中間報告でもお伝えした４件の事案について載せております。

今回新たに届いた、学校への不満に係る通報やその他の通報への対応については（３）の②にありますように、本課から学校へ、通報内容について、随時連絡、助言等を行いながら、可能な限り早期の改善等を図っていただきました。

また、（４）にありますように、前回の１２月までの中間報告ではいたずら通報はありませんでしたが、今回の３ヶ月間で１件だけ、いたずら通報がありました。この通報については、生徒同士が面白半分で入力をしていた内容を、そのまま送信してしまったもので、生徒が担任へ申し出ていたため、混乱などは発生しておりません。

「４ 検証」では、中間報告でも御説明をしましたアンケートの分析結果と、成果・事業の効果を再度載せております。本事業を通じて、いじめの早期発見、解決に役立ただけでなく、情報モラルの向上やいじめの抑止効果についてもその効果が確認できたことから、平成３０年度から全県立高等学校、全県立中学校へ通報窓口アプリの導入を行うこととしたところです。既に、先月１１日には校長会議での説明を行い、さらに１８日の連絡会議を経て、ゴールデンウィーク前の２６日から本格運用を開始したところです。今後、８月にも第２回目の連絡会議を予定しており、１学期間に出てきた運用上の課題等についてはそこで改善等

を図りながら、生徒のより安心、安全な学校生活につなげられるよう各学校の取組を今後も支援して参ります。

最後の3ページには、前回の教育委員会で通報画面イメージについての御質問がございましたので、必須項目と任意での入力項目が分かる形で資料を添付しております。参考にしていただければと思います。

以上で、御報告を終わります。ありがとうございました。

教育長

こちらの件で、なにか御質問等はございませんか。

堀内委員

すみません。1つお伺いをしたいと思います。全県立高等学校と中学校の方ということなのですが、生徒たちに先生方からいろいろと説明等があるかと思うのですが、保護者に対してはどのような説明を行っているのでしょうか。また、全高校実施するという事で、その学校ごとに定期的にこういう効果があったとか報告をすることは考えていらっしゃるのでしょうか。

高校教育課長

はい。4月18日の説明会の折に、学校から複数名おいでいただきましたのでそこで、生徒保護者向けの説明も行っています。それで、4月25日の水曜までをテスト送信期間として、そこで準備期間・周知期間をとり、4月26日から本格的運用を行いました。その結果ですが、まだ集計結果が業者の方から届いておりませんので、それを踏まえまして、随時学校の方へ周知をしていきたいと思っております。

教育長

その説明会を受けて、学校の方では保護者の方に対して、説明を事実上はなさっているのですよね。

高校教育課長

はい。

堀内委員

説明は、先生とか学校側の方から保護者に対して話をしているのか文書で回しているのか。私は子どもがいるのですが、プリントで回ってくるとパッと見るだけでなかなか見ないのですよね。こちらに書いてある保護者にも周知徹底を図ることで、いじめの発生リスクを軽減する効果と謳ってあるので、やはりそうしたプリントとかというよりは、きちんと学校側から保護者へPTA総会等そういうところで、きちんとお話をされる予定があるのかどうか。それぞれの学校によって対応が違ってくると思うのですが、教育委員会の方からそういうところを学校側にお願いするということはあるのでしょうか。

高校教育課長

はい。これにつきましては、このアプリの導入をお願いしますということで、高校教育課から学校を通じて、生徒保護者の方々をお願いをしているところでございます。それについては、各学校の方で、4月の中旬以降になりますから、PTA総会をしていけば、そこで周知されますし、総会が終わっていれば、学校に

については文書で周知しているものと、私どもの方では判断しているところでございます。

堀内委員

ありがとうございます。

中間報告などはするような予定はあるのでしょうか。やります、お願いしただけではなくて、こういう効果が出ているということ保護者も知る権利とか知ってもらうことが大事だとは思いますが、そういうところも学校、校長先生の判断になるのでしょうか。

高校教育課長

はい。これにつきましては、3校から全県立高校・全県立中学校に広げましたので対象者がものすごく増えまして、利用方法も広がり、保護者からの通報もある等色々なパターンがあると考えられますので、今後、月次報告ということで、業者から報告をしてもらいますから、その中から、どういう風な傾向があるのかというのを調査して、学校の方に「もっとこういう風に宣伝したら早期対応ができますよ」というものがありましたら、これは積極的に学校の方に発信をしたいと思っています。

堀内委員

ありがとうございます。

すごく抑止力になるという結果が出ているので、是非保護者の方に御協力をいただいて、未然に防ぐことが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

吉田委員

今事業の運用等について説明をいただいたのですが報告の2ページ目の3の②に「学校への不満等についても学校がその対応について検討し可能な限り早期の改善を図った」とありますが、このあたりはなかなか難しいことだと思います。その改善について不満をもった当事者が理解するまでに至ったのか。そうだとし、て、不満を表出した者だけがそれに応えてくれたと思えばそれでいいのか。また、学校にこういう指摘があったことまでオープンにするべきなのか。こうした難しい問題がいろいろと出てくると思ひます。ただ、こうした問題には正解が一つだけとは言えない。特に情報公開との兼ね合いが非常に難しい。いずれにしても、問題が起きたときはしっかり対応してもらえることがわかると信頼感が高まります。しかし、その一方で具体的な問題に対応した事実が開示されると匿名にしても個人名がわかったりする。そうすると「誰かが言ったに違ひない」といった憶測が生じたりする。こうした問題などの発生を想定をしながら、対応策を考えていくことが大事だと思います。

もう1点、入力画面ですが、一番上に女子の絵がありますが、今時どうして女の子なのという印象を受けた。これを見た子どもたちが「これは女の子用なのか」と思わないように配慮してほしい。それから個別の対応はもちろんですが、全体的な問題を把握し、対応策を考えていくには任意でもいいので、性別についての情報もほしい。全体として通報するのは女子生徒が多いのか男子生徒が多いのか

といった情報は重要だと思う。例えば、いじめがあっても男子生徒がこれを使わないといったことが明らかになれば別の手立てを考えないといけない。ただオープンにしているからいいというわけにはいかない。それから保護者が書き込む可能性があるのなら「生徒」「保護者」の区分も入れてもらった方が今後の対応を考える際に役に立つと思います。もちろん、チェックを任意にすれば、ほとんど集まらないかもしれませんが、やはり記入することにした方が良いでしょう。いずれも今後の検討材料として前向きに考えてほしいと思う。

教育長

ありがとうございました。御助言ありがとうございます。

高校教育課

ありがとうございます。

教育長

確かに今、いろんなジェンダーの課題もあるので、性別も任意とのお話もありましたけれども、そこをどうするかも含めて議論する必要があります。書かせないとの選択肢もあります。ありがとうございます。

吉井委員

抑止力もあるということで、とても有意義なアプリだと思います。ありがとうございます。本人たちが自分でいじめと気付かない場合もありますので、このアプリを入れていただいたことはとても良いことなのですが、これに先生方が頼られることなく自分の目でしっかり見ることはお忘れなくお願いしたいと思います。なかなか先生方も気付かれることも少ないかもしれませんが、アプリに入っていないと気付かませんでしたというのは、言い訳にはなりませんので、先生の目でしっかり見ていただいて、アプリ以外の他の情報を入れつつお忘れないようにお願いします。

高校教育課

ありがとうございました。

櫻井委員

すみません。成果事業の効果のところ「・・・を実証しました」とありますが、誰がこれを認めたのですか。

高校教育課長

はい。これは試験導入をしてその内容を確認しながら学校の方に対応をお願いしたところ、まだ学校の方で気付かなかったものを事務局が早く気づいて対応した事例が多くありましたので、高校教育課で判断させていただきました。

櫻井委員

こんなに言い切るのであれば、本当に効果があるのかどうか疑問です。というのが、よくわかりませんが、3校の2、589人対象で、結果を見ますとテスト送信が1、269ですよね。半数の生徒は参加していますが、半数の生徒は参加していないと見ていいですか。いじめ等の「等」とあるが、いじめ早期対応としますといじめの早期対応は、4件、しかし悩み相談や不満は29件、その他45件。しかし、これは画面を見ますと、悩み相談や不満を書く欄は無いのですよね。

悩み相談や不安への対応事業になってしまっている。であれば、いじめの早期対応の視点では、あまり効果が無いとの意見が出て私はおかしくないのではないかなと思うのですがどうでしょうか。

高校教育課長

はい。悩み相談の内訳を選択する際には、業者もそうですけども私たちもその文章から状況、心配なこと、嫌なこと、内容を確認しましてそれを振り分けをしている状況でございます。中には、悩み相談、不満その他の中からこれは、ちょっといじめに発展しうる場合もあるのではないかなという事案があり、その延長線上に、ということもありますので、そこは、気を付けながら振り分けをして対応しているところでございます。

櫻井委員

私がお聞きしたいのは、いじめ早期対応推進事業として、本当に効果があるのかどうかということです。

高校教育課

心のアンケートを毎年取っておりますけれども、それがだいたい年後半あたりに実施しております、前に相談したことがまだあまり相談できていないという風な子どもたちが多かったため、そこをある程度、相談できる窓口を作りたいということでこれを参入したところです。

櫻井委員

趣旨はよく理解しているつもりですけれども、最初に申しましたようにテスト送信に約半数が参加したということは、約半数の生徒しか評価していないと言えるのではないかな。半数が評価していないものをそれを効果があったと本当に言っているのか。あるいは、内容を見ましてもいじめは4件しかないという状況で、これに予算をつけるのは本当に良いのかどうかについては、どのように決定したのか。それともこの教育委員会で決めなければいけないのか。

教育長

私の方から少しよろしいでしょうか。先ほど吉井委員から「アプリを入れたからといって、これに頼ることなく先生たち色々なアンテナを高くして見てくださいな。」との発言がありましたけれども、たぶん子どもたちのトラブルやいじめとかは、いろんなツールとか、いろんなアンテナで拾っていくものだと思うんです。このいじめアプリもその1つだと思うのですよね。でその1つのツールとしてテスト送信半分と櫻井委員もおっしゃったとおり半分は関心が無かったとかあるいは少なくとも自分はそれを必要としなかったとか、だとは思っているのですが、結果として、いじめとか悩み相談がこれだけの件数が出てきた。これを多いと見るか少ないと見るかはあるのですけれども、ただその中でもテスト送信の結果を見ても、当初学校が気付いていなかった案件があったということなのだと、そして早期解決に繋がったものが1つだったと思うので。それでもって全く効果が無かったとまでは言えないというのが高校教育課の判断ではないかなと思う。だから、それが予算上、コストに見合うかという問題はあるのかもしれないが、1件探すのに100万円付けるのかどうかというのはあるかもしれませんが、電話相談、

心のアンケートとかいろんなツールがいじめをキャッチする一つのツールとしての意義はあると高校教育課は判断しているという風に理解しているつもりです。

櫻井委員

ただですね、やはり一番気になるのが、効果があるという認定なのですが、例えば検証の1番の②に「全体的に生徒は」と書かれてあるのですが、半分の生徒しか参加していないのに全体的にというこの文言が入っていることは、最初から効果があるという前提で文書が書かれてあるという風にしか感じられない。もう少し否定的に見て本当に効果があるのか、あるいは、まだ分からないけどもう少しやってみる、全体に広げてみるという話であれば、それはやってくださいとなるが、すごく良いのだとして書かれているので本当かなと疑問に思うところがございます。

高校教育課長

はい。今回、本格的に導入しましたので、その効果というのは、まだ、学校の状況を少し取り入れながら、生徒がこれをうまく活用してくれるような方向で進めたい。状況を見ながら学校や生徒に宣伝と言いますか、相談するツールがあると知らしめていって、効果を最大に引き出していきたいという風に考えています。

櫻井委員

否定しているわけではなく、私は、大変良い話だと思っていますし、こういうツールを使って子どもたちが、情報発信をし易くするというのは、大変良いことだと思います。それをまず前提にするのですが、それにしてもやはり参加も少ないですし、そして効果もすごく良いように書いているのはちょっと前のめりではないかと感じたものですから。やはりここは冷静に見て、もしかしたらキッズサインではない他のもっと良い方策があるのかもしれないし、諸手をあげて効果があるという考え方はどうかな、と思います。

高校教育課長

はい。御指摘ありがとうございました。私たちも生徒たちに対する周知がまだまだだと思っています。周知を更に徹底して、またこの方法が最善の方策なのかも引き続き考えていきたいと思っています。

教育長

それと、通報は無かったかもですけどそういう一定の効果が認められたというのはあるのかもしれない。それから課長がおっしゃるように、今は必要性を感じていなくて、半分の生徒が登録をしていないのかもしれないので、そこは引き続き周知を図って、何かあったら1つのツールとしてあるからねというのを子どもたちにサインとして送っておくことは大事なこともかもしれませんよね。

教育指導局長

1つだけ補足させていただきます。このテスト送信の数値につきましては、検証する中でも私たちも思ったよりは少ないと感じたものですから、これについては、もっともっと保護者も含めて周知を徹底することは必要だと考えております。

去年テストする際にマスコミからもずいぶん反応がありまして、その時に申し

上げたのが、色々なアンテナが必要だと、面と向かって言える子もいますし、アンケートに書ける生徒もいますけれども、なかなかそれができない子どもたち、今の子たちにとって割と手軽な媒体といいますか、バイパスといいますか、そういうものを今回導入したと。やはり件数の多い少ないとかはあるかとは思いますが、そのことによって学校側が早い段階で、対応できたことについては成果かなと。それからこれは、全国に先駆けて取り組んでいる事業であり、文部科学省も非常に興味を示しておりまして、一定の評価をいただき、国の有識者会議でも2月だったでしょうか、熊本県の事例として発表させていただきました。また、今年度の本格実施に際して国の財政的支援もするとの話をいただいております。そういう意味では、今後ともしっかりとしていきたいと思っております。

教育長

櫻井委員のおっしゃるようにまだ課題はいろいろと見えてくると思うので、今後、見えてくる中で、改善あるいは検証を更に進めていければと思います。ありがとうございます。

吉田委員

私は、実際にはあり得ないと思うのですが、いじめがゼロだったら出てこないのは当然です。問題は、いじめがあるにも関わらず出てこないケースがあることだと思います。したがって、書き込みが少ないことが実態を伝えているとは限りません。その「少ない」原因を探ることが大事だと思います。我々大人としては、子どもたちはSNSであれば書きやすいに違いないと考えるわけです。その一方で、大人たちからSNSは気をつけろと言われてるのに、いじめについては何でもかけるということかと疑問に思う。子どもがいるかもしれない。そうしたことを踏まえて、「書きにくいとすればどの部分が書きにくいのか」「書きたいけど書けないことがあるのか」などについて学校で議論するなどして、子どもたちの意見を吸い上げることが必要だと思う。こうした働きかけによって、いじめがあればちゃんと出るような状況を作り、その検証もしていただければと思います。

教育長

ありがとうございました。(少し待って)

これについては、以上にしたいと思います。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退席を指示した。